

第4章 災害復旧計画の大綱

第1節 公共土木施設復旧計画

第1 土木施設の計画

地区内において、道水路等の公共土木施設に災害が発生した場合は、土木班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、市民局長に報告後、復旧等について町内会長会議等に諮り、その結果に基づき、必要に応じて関係機関に災害復旧対策を要請する。

第2 応急資機材の利用許可

区長は、災害復旧に当たって、当区が所有し保管している防災資機材を一時的かつ緊急的に利用したいと関係機関等から申し出があれば、これを許可するものとする。

第2節 農林業施設復旧計画

第1 農林業施設の計画

地区内において、農地や農林業施設に災害が発生した場合は、農林班を中心に現地調査を実施し、その概況を区長に報告する。

報告を受けた区長は、市民局長に報告後、早期復旧等の必要性について農事組合や水利組合と協議し町内会長会議に諮る。

さらに災害復旧に関して各種助成等について市民局長等と協議し、必要に応じて災害復旧対策を関係機関に要請する

第2 応急資機材の利用許可

区長は、災害復旧に当たって、当区が所有し保管している防災資機材を一時的かつ緊急的に利用したいと農事組合や水利組合、関係機関等から申し出があれば、これを許可するものとする。

第3節 防犯・消防関係施設復旧計画

第1 防犯・消防関係施設の計画

地区内において、防犯灯や消火栓器具等の施設に災害が発生した場合は、消防防災

